

★対象となる方が65歳以上の高齢者の場合は、**二親等以内**の親族が申請できます！

(子ども・孫)

他にもこんなメニューが・・・

部分的な改修をしたい・・・

シェルター型工事費補助

- (1) 対象となる方
明石市内に対象となる住宅を所有し、合計所得金額が1,200万円以下の方(兵庫県民(個人))
- (2) 対象となる住宅
※1に同じ
(ただし戸建住宅に限る)
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅への市が認める耐震シェルターの設置に要する費用
- (4) 補助額 60万円(定額)
115万円 高齢者(65歳以上)のみでお住まいの場合

部分的な改修をしたい・・・

屋根軽量化工事補助

- (1) 対象となる方
明石市内に対象となる住宅を所有し、合計所得金額が1,200万円以下の方(兵庫県民(個人))
- (2) 対象となる住宅
※1に同じ(ウを除く)
下表に掲げる評点の住宅の屋根を軽量化

改修前	改修後	評点
非常に重い屋根	重い屋根	0.5以上1.0未満
	軽い屋根	0.4以上1.0未満
重い屋根	軽い屋根	0.5以上1.0未満

- (3) 対象となる費用
- (4) 補助額 60万円(定額)

住まいを建て替えたい・・・

住宅建替補助

- (1) 対象となる方
明石市内に対象となる住宅を所有、かつ居住し、合計所得金額が1,200万円以下の方(個人) ※ただし、建て替え後も申請者が居住すること
- (2) 対象となる住宅
※1に同じ(ただし耐震診断の結果、「危険」と診断された戸建住宅に限る)
- (3) 対象となる費用
耐震性の低い既存住宅を耐震性の高い住宅へ建替える工事に要する費用
- (4) 補助額 補助率4/5 限度額115万円

命を守る最低限の対策をしたい・・・

防災ベッド等設置助成

- (1) 対象となる方
対象となる住宅に居住し、合計所得金額が1,200万円以下の方(兵庫県民(個人))
- (2) 対象となる住宅
※1に同じ
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅への防災ベッド等の設置に要する費用
- (4) 補助額 10万円/台(定額)

※1 以下の条件をすべて満たす住宅(共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む)

ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

イ 違反建築物でないもの

ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの

詳しい申請スケジュールや申請者要件、対象住宅、補助額等については職員にお問い合わせください！

＼ R8年度 ／

進めよう！住まいの耐震化！

ひょうご住まいの耐震化促進事業のご案内

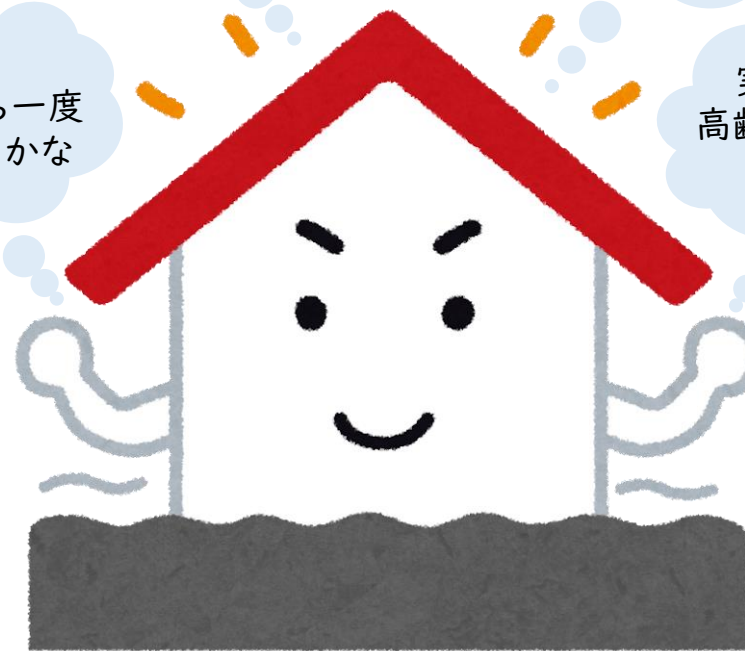
地震が起こった時、
家にいるのはあなただけとは限りません。
大切な人の命を守る
「住まいの耐震化」をご検討ください！

市から派遣された
診断員なら安心！

古くなってきた実家が
気になるなあ・・・

無料診断なら一度
受けてみようかな

実家を改修して
高齢の両親と一緒に
住もうかなあ



お問い合わせ窓口

明石市 都市局住宅・建築室建築安全課
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
TEL 078-918-5046
MAIL kenchiku@city.akashi.lg.jp
明石市役所本庁舎 7階

STEP1 まずは無料の簡易耐震診断！

昭和56年(1981年)5月以前に着工した住宅を対象に、無料の簡易耐震診断を実施しています。診断の結果、耐震性が低いと診断された住宅に限り、工事費補助を受けることができます。

★申し込みから診断結果報告までの流れ

申込前に「耐震診断技術者名簿」の中から診断員を選び、電話で内諾を取っておいってください！

申込書提出

- 申し込みに必要な書類
- ・申込書（建築安全課HPよりダウンロード可能）
 - ・建築時期が分かる書類（謄本、権利書等）
 - ・住宅の位置が分かる地図

診断員から連絡

診断員と診断日の日程調整をしてください

診断実施

建物の形や壁の配置及び量、外壁や基礎の劣化具合等を目視で調査し、3段階で評価します

評点 0.7未満	評点 0.7以上 1.0未満	評点 1.0以上
危険	やや危険	安全

診断結果の報告

明石市より診断結果報告書を郵送します

共同住宅、長屋も対象となります！

所有者や管理組合からの申し込みとします
(賃借人、区分所有者単位での申し込みは受け付けておりません)



お申し込みの前に！

★次の3項目をご確認ください★

- ☑ 昭和56年5月以前に着工された住宅に間違いありませんか？
- ☑ 増築はしていませんか？
 - ・していない → OK
 - ・昭和56年5月以前にしている → OK
 - ・昭和56年5月以降に構造上分離した別建物を増築している → OK
 - ・昭和56年5月以降に構造上一体となった増築をしている → NG
- ☑ 認定工法の住宅ではありませんか？
ハウスメーカーで建てられた、認定工法の住宅は診断ができないため対象外となります



STEP2 補助を受けて住宅を耐震化！

「危険・やや危険」の状態から「安全」な状態にしたい！
→ 計画策定費補助と工事費補助をセットで使い、住宅全体を耐震化しよう！

★精密な住宅診断と補強計画を立てる

住宅耐震改修計画策定費補助

- (1) 対象となる方
明石市内に対象となる住宅を所有する方
- (2) 対象となる住宅 ※1
以下の条件をすべて満たす住宅(共同住宅※3、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む)
ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
イ 違反建築物でないもの
ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの
- (3) 対象となる費用
耐震診断・耐震改修計画策定(評点1.0以上)に要する費用
- (4) 補助額
戸建住宅 補助率2/3 限度額20万円
共同住宅 補助率2/3 限度額12万円/戸

★設計した補強計画通りに耐震化工事

住宅耐震改修工事費補助

- (1) 対象となる方 ※2
明石市内に対象となる住宅を所有し、合計所得金額が1,200万円以下の方(兵庫県民(個人))
- (2) 対象となる住宅 ※1に同じ
- (3) 対象となる費用
① 地震に対する安全性を確保する(評点1.0以上)のための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強(附帯工事を含む)に要する費用
② 耐震改修を行う室の内装工事に要する費用(家具工事、設備工事を除く)
- (4) 補助額
戸建住宅 補助率4/5 限度額130万円
共同住宅 補助率4/5 限度額40万円/戸

※3 共同住宅は、階数2以下かつ延床面積が1,000㎡未満のものに限る。

★どちらか片方だけ申請することも可能

命を守る最低限の工事がしたい！ 簡易的な工事をお考えの方はこちら

簡易耐震改修工事費補助

- (1) 対象となる方
※2に同じ
- (2) 対象となる住宅
※1に同じ
(ただし耐震診断の結果、「危険」と診断された戸建住宅に限る)
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅の耐震性能を改善する(評点0.7以上)工事に要する費用
- (4) 補助額 補助率4/5
限度額60万円

★よくある質問★

- Q1 どの業者でも良いですか？
→ 「兵庫県住宅改修業者登録制度」に登録されている業者に限りです(特定業者の紹介はできません)
- Q2 どのタイミングで申請すれば良いですか？
→ 必ず業者と契約する前に申請してください。あらかじめ「明石市の補助を受けて工事がしたい」と業者にご相談ください。
- Q3 毎年、何件分の枠がありますか？
→ 公表しておりませんが、先着順となっております。枠が埋まり次第受付を終了します。